

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

VI 労働判例の動向

1 統計からみた労働争訟事件

最近における労働関係争訟事件の数量的動向を最高裁判所事務総局の統計資料によって概観する。

最近五年間(昭五一～五五年)に裁判所に係属した労働関係民事事件および労働委員会の救済命令に係争にかかる行政事件の新受事件数の動向をみると、昭和五二年度以降逐年減少傾向を示し、五四年度には、二〇〇〇件台を割り、五五年度には五一年度以来最低の件数となっている。五五年度における新受事件数は、各審級合わせて一八五四件である。同年の民事事件の種類別内訳は、通常訴訟七七七件、仮処分六八三件、仮差押二〇四件である。同年における民事・行政事件を合わせた既済事件数は、各審級分を合わせて二〇〇三件、そのうち、裁判(判決・決定)によるもの九八四件、和解によるもの四八四件、取り下げその他が五三五件である。これにたいし未済件数は二五七二件である。

最近五カ年における地裁段階における民事通常訴訟(新受事件)の請求内容の動向をみると、労働者側が原告となっているものも、使用者側が原告となっているものもいずれも減少傾向にある。五五年度において労働者側が原告となった事件五六七件のなかでは、賃金などの請求が三八九件で圧倒的に多く、解雇による雇用契約存続確認などの請求が一四六件でこれに次ぐ。同年中に既済となった労働者側原告の処理状況をみると、総数五七九件中、判決により請求が認容されたもの一二九件、逆に棄却または却下となったもの六八件、和解解決二三六件、請求取り下げ一三七件である。労働者側申請にかかる労働仮処分事件は既済数からみると最近五カ年で年々減少の傾向にあるが、五五年度の状況についてみれば、判決により認容されたもの二三件、棄却または却下九件、決定により認容されたもの一九九件、棄却または却下されたもの二九件、和解解決一六二件、取り下げその他が一七六件となっている。

最近五カ年における不当労働行為の救済申し立てとその処理状況は、初審の地労委新規申立件数でみると、近年の減少傾向に反して五五年は七七八件と過去五カ年間の最高を記録している。ただし、処理・終結件数は減少しているので、次年度繰越件数は過去五カ年の最高となっている。再審の中労委でも係属件数が過去五カ年の最高(二八二件)を記録し、次年度に二一八件を繰り越している。

労働委員会の救済命令にたいする裁判所への命令取り消し行政訴訟件数は過去五カ年を通じてあまり変化はない。

地労委への救済申し立てにかかる不当労働行為事件を内容別にみると、五五年度では、申し立て件数七七八件中、七条一号関係六一七件(七九%)、同二号関係一九〇件(二四%)、同三号関係三一七件(四一%)、同四号関係九件(一%)となっている。

労働委員会の救済命令にたいする裁判所への救済命令取り消し行政訴訟件数は過去五カ年をつ

うじてあまり変動はない。地方裁判所におけるその処理状況をみると、五五年における請求新受事件二八件中、労働者側原告のもの六件、使用者側原告のもの二二件、同既済事件三六件中、取り消し請求が認められたもの三件、棄却または却下されたもの七件、和解解決三件、取り下げその他が二一件となっている。

地裁にたいする緊急命令新規申し立て件数は五五年一一件、既済事件数一四件中、全部認容五件、一部認容一件、却下三件、取り下げ五件となっている。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
